

吸収分割契約に関する事前開示書面

2019 年 12 月 27 日

江崎グリコ株式会社

グリコ栄養食品株式会社

2019 年 12 月 27 日

各位

大阪市西淀川区歌島四丁目 6 番 5 号
江崎グリコ株式会社
代表取締役 江崎 勝久

大阪市西淀川区歌島四丁目 6 番 5 号
グリコ栄養食品株式会社
代表取締役 栗木 隆

江崎グリコ株式会社及びグリコ栄養食品株式会社による会社分割に係る事前開示

(分割会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

(承継会社／会社法第 794 条第 1 項及び会社施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

江崎グリコ株式会社（以下「江崎グリコ」という）及びグリコ栄養食品株式会社（以下「グリコ栄養食品」という）は、2019 年 11 月 20 日、それぞれ取締役会の決議を経て、両社の分割（以下「本件分割」という）に係る吸収分割契約を締結いたしました。よってここに本件分割に係る事前開示をいたします。

なお、本件分割は、分割会社であるグリコ栄養食品においては会社法第 784 条第 1 項に規定する略式吸収分割、承継会社である江崎グリコにおいては同法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割となります。

記

第 1 吸収分割契約書

別紙 1「吸収分割契約書」のとおりです。

第 2 吸収分割に際して交付する株式等（会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項）

本件分割に際して、江崎グリコはグリコ栄養食品に株式その他の金銭等を交付しません。
また、グリコ栄養食品において資本金及び準備金の額は変動しません。

第 3 全部取得条項付種類株式の取得等（会社法第 758 条第 8 号に関する事項）

該当事項はありません。

第 4 新株予約権の交付、割当て等（会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項について
の定め相当性に関する事項）

該当事項はありません。

第5 計算書類等に関する事項

1. 吸収分割承継会社である江崎グリコの最終事業年度に係る計算書類等

江崎グリコは有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」によりご覧いただけます。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

2. 吸収分割会社であるグリコ栄養食品の最終事業年度に係る計算書類等

グリコ栄養食品の最終事業年度に係る貸借対照表は、別紙2のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

第6 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

本件分割については、下記の理由により、分割効力発生日以後に江崎グリコが負担すべき債務及びグリコ栄養食品が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

- ① 2019年3月31日現在の貸借表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額は、下表の通りであり、いずれも資産の額が負債の額を上回っています。また、グリコ栄養食品が江崎グリコに承継させる資産、負債及び純資産の額は下表の通りであり、係る承継後においても資産の額が負債の額を上回っており、2019年3月31日から現在に至るまでの資産及び負債の状況並びに本件分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、本件分割の効力発生日におけるグリコ栄養食品及び江崎グリコの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

2019年3月31日現在

(単位：百万円、百万円未満切捨て)

	会社名	資産の額	負債の額	純資産の額
(1)	グリコ栄養食品	6,115	2,617	3,498
(2)	江崎グリコ	302,501	105,561	196,940

[江崎グリコへ承継させる資産、負債及び純資産の額の見込額]

(単位：百万円、百万円未満切捨て)

資産の額	負債の額	純資産の額
41	10	30

- ② グリコ栄養食品及び江崎グリコのそれぞれの資産及び負債について、効力発生日以後におけるグリコ栄養食品及び江崎グリコの債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、本件分割の効力発生日以後においても、グリコ栄養食品及び江崎グリコの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上

別紙1

吸収分割契約書

グリコ栄養食品株式会社（以下「甲」という。）及び江崎グリコ株式会社（以下「乙」という。）は、甲の本事業（第2条に定義する。）を乙が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 甲
商号：グリコ栄養食品株式会社
住所：大阪府大阪市西淀川区歌島4丁目6番5号
- (2) 乙
商号：江崎グリコ株式会社
住所：大阪府大阪市西淀川区歌島4丁目6番5号

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）において営む下記に規定する事業（以下「本事業」という。）等に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

記

甲の開発研究所健康研究グループ及び開発研究所栄養研究グループが所管する食品成分及び食品原料に関するすべての基礎研究事業

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が、本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務については、全て乙が免責的債務引受の方法により引き受け、甲は、効力発生日（第7条において定義する。）以降、乙が本吸収分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際し、甲に対して、株式、金銭その他の財産の交付を行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙は、本吸収分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年2月1日と

する。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（吸収分割契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸収分割を行う。ただし、会社法第796条第3項に規定する場合には、両当事者は対応について協議する。

第8条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日後も、本事業に関し競業禁止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（公租公課）

承継対象権利義務に係る公租公課及び保険料等は、日割計算により、効力発生日の前日までは甲が、効力発生日以後は乙が負担する。

第11条（本契約の変更及び解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、本吸収分割の実行に必要とされる関係官庁の許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを定める。

（以下、余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年11月20日

(甲) 〒555-8502 大阪市西淀川区歌島4丁目6番5号
 グリコ栄養食品株式会社
 代表取締役社長 栗木 隆 [印]

(乙) 〒555-8502 大阪市西淀川区歌島4丁目6番5号
 江崎グリコ株式会社
 代表取締役社長 江崎 勝久 [印]

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する本事業に属する資産、契約その他権利義務は、効力発生日において甲が有する本事業に属する次の権利とする。

なお、乙が甲より承継する権利のうち資産の評価は、平成31年3月31日現在の甲の貸借対照表の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業のみに属する現金、預金、売掛金、製品、原材料、未収入金を除く流動資産。

(2) 固定資産

効力発生日の前日の終了時において、本事業のみに属する有形固定資産及び前払年金費用。

2 承継する債務

効力発生日の前日の終了時において、本事業のみに属する人件費未払費用、賞与未払費用及び退職給付引当金。

3 承継する雇用契約等

次の各号に定める従業員と甲との間の雇用契約その他全ての労働契約上の権利義務。

(1) 効力発生日において、主として本事業に従事する各従業員（開発研究所所長を含む。）

(2) 効力発生日において、甲乙間の出向契約に基づき乙の健康科学研究所に出向中の各従業員（ただし、甲との兼務出向者を除く。）

4 承継する契約その他の権利義務等

(1) 知的財産

本事業に関する商標権、特許権その他知的財産権に係る権利は、乙に承継しない。

(2) 雇用契約以外の契約

本事業に関して甲が締結した、秘密保持契約、業務委託契約及び共同研究契約。

5 承継する許認可等

乙は甲の保有する許可、認可、承諾、登録を効力発生日において、甲が保有している本事業に関連する許可、認可、承諾、登録等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの。

別紙2「グリコ栄養食品株式会社の最終事業年度に係る貸借対照表」

第7期 貸 借 対 照 表

(平成31年3月31日現在)

(単位:円)

(資産の部)	6,115,528,326	(負債の部)	2,617,216,430
流動資産	5,420,202,151	流動負債	1,604,035,924
現金及び預金	5,405,223	買掛金	998,211,150
受取手形	127,385,137	未払金	266,845,332
売掛金	1,809,923,486	未払費用	294,874,498
製品	1,068,819,702	未払法人税等	40,064,900
原材料	2,370,936,739	預り金	4,040,044
貯蔵品	454,260		
前払費用	14,280,348		
未収入金	21,903,096		
その他	1,094,160		
固定資産	695,326,175	固定負債	1,013,180,506
有形固定資産	486,667,036	預り保証金	932,314,781
建物	66,861,709	退職給付引当金	58,576,828
構築物	3,565,167	その他	22,288,897
機械及び装置	376,825,539		
車両運搬具	237,288		
工具器具備品	39,177,333		
無形固定資産	67,629,174		
ソフトウェア	51,935,321		
商標権	597,030		
特許権	15,096,823		
投資その他の投資	141,029,965		
投資有価証券	1,970,030	(純資産の部)	3,498,311,896
関係会社株式	10,000,000	株主資本	3,498,311,896
長期貸付金	1,354,200	資本金	400,000,000
長期前払費用	463,077	利益剰余金	3,098,311,896
前払年金費用	48,938,770	その他利益剰余金	3,098,311,896
繰延税金資産	48,488,388	繰越利益剰余金	3,098,311,896
その他	29,815,500		
資産合計	6,115,528,326	負債純資産合計	6,115,528,326